鹿児島県公報

令和4年3月18日(金)第295号



発 行 鹿 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

(障害福祉課取扱い) 1

(水産振興課取扱い) 1

(水産振興課取扱い) 2

(経営技術課取扱い) 2

(農地整備課取扱い) 2

(農地保全課取扱い) 2

(道路維持課取扱い) 3

(道路維持課取扱い) 3

ページ

示

- ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定
- ○くろまぐろ(小型魚)に関する知事管理漁獲可能量の変更
- ○くろまぐろ(大型魚)に関する知事管理漁獲可能量の変更
- ○鹿児島県農業機械利用技能者技能認定要綱の一部を改正する要綱(※)
- ○土地改良区の解散
- ○地籍調査の成果の認証
- ○道路の区域の変更
- ○道路の供用の開始
- ○土地区画整理事業の換地処分
- (都市計画課取扱い) 3
- ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 4
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定(2件)
 - (姶良・伊佐地域振興局取扱い) 4
 - (大隅地域振興局取扱い) 4

○開発行為に関する工事の完了公告(2件)

(建築課取扱い) 4

教育委員会規則

○鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(※)

(教職員課取扱い) 5

選挙管理委員会告示

○直接請求の連署に必要な有権者の数(※)

(選挙管理委員会取扱い) 5

示

鹿児島県告示第204号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の 交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和4年3月18日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名		従事する病	院又は診療所	担当する診療科	指定年月
		名 称	所 在 地	目	日
毛利	翔悟	垂水市立医療センタ	垂水市錦江町1番地	循環器科	令和4年
		一垂水中央病院	140		3月9日
上村	康介	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町	泌尿器科	令和4年
			18番 1 号		3月9日

鹿児島県告示第205号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、くろまぐろ(小型魚)に関す

る令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年3月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

47.7トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業 (上半期)	4.6トン
鹿児島県定置漁業 (下半期)	36.1トン
鹿児島県その他のくろまぐろ (小型魚)	0.1トン
漁業 (上半期)	
鹿児島県その他のくろまぐろ(小型魚)	6.9トン
漁業 (下半期)	

鹿児島県告示第206号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、くろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年3月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について,本県に定められた数量 15.6トン

3 知事管理漁獲可能量

76.4.日之[[[次]]][[[]]					
知事管理区分	配分数量				
鹿児島県定置漁業	13.8トン				
鹿児島県その他のくろまぐろ (大型魚)	1.8トン				
漁業					

鹿児島県告示第207号

鹿児島県農業機械利用技能者技能認定要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。 令和4年3月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県農業機械利用技能者技能認定要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県農業機械利用技能者技能認定要綱(昭和52年鹿児島県告示第1554号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に改める。

附則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

鹿児島県告示第208号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の規定により、令和4年3月10日付けで指宿土地改良区が解散した。

令和4年3月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第209号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査(地

籍調査)の成果を認証した。

令和4年3月18日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行っ た者の名称	調査を行った期間	成果の名 称	調査を行った地域	認証年月日
伊仙町	令和元年8月19日から	地籍図及	伊仙町大字中山及び大字伊	令和4年
	令和3年3月11日まで	び地籍簿	仙の各一部	3月9日
伊仙町	令和元年8月19日から	地籍図及	伊仙町大字古里及び大字面	令和4年
	令和3年3月11日まで	び地籍簿	縄の各一部	3月9日

鹿児島県告示第210号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

鹿児島県知事 塩田康一

									ACT DE DOLLAR TO	· <u></u>
道路 の 種類	路線	名	変	更	の	区	間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	下里湊宮	「ヶ浜	指宿市	西方	字松	ノ本	3509番	前	8.5~11.8	154. 4
	線		1地先	から	3503	番 1	地先ま	後	10. 4~24. 7	154. 5
			で							
			指宿市	西方	字濱	畑39	11番 3	前	8.9~9.4	91. 5
			地先か	ら39	22番	13地	先まで	後	9.2~13.3	91. 5

鹿児島県告示第211号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月18日から2週間、鹿児島県土木部 道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

鹿児島県知事 塩田康一

道路			供用開始
0	路線名	供用開始の区間	
種類			の期日
県道	西之表南種子線	西之表市西之表字上桃ノ園4084番5地先から同市西	令和4年
		之表字猪ノ有路3919番6地先まで	3月18日

鹿児島県告示第212号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により,鹿児島市から次のとおり同法第97条第1項の規定による変更認可後の換地計画の当該変更に係る部分の換地処分をした旨の届出があった。

令和4年3月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 土地区画整理事業の名称鹿児島都市計画事業谷山第二地区土地区画整理事業
- 2 換地処分の年月日 令和4年2月21日

始良·伊佐地域振興局告示第 1 号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年3月18日

姶良·伊佐地域振興局長 加治博孝

事業	業 所		申 請 者	** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	障害児通	
tz #h	=C + 11h	to the	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	所支援の
名 称	所 在 地	名称	所在地	名	日	種類
ぼくらのティ	姶良市西餅田	合同会社寺子屋	姶良市西餅田	遠矢 貴子	令和4年	放課後等
ダ.	2217番地12	TIDA	2217番地12		3月1日	デイサー
						ビス

姶良・伊佐地域振興局告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年3月18日

姶良·伊佐地域振興局長 加治博孝

事	業 所		申 請 者			障害福祉
to the	= + 14	h th	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	称 所在地	名	日	の種類
シーサイド	姶良市平松7546	合同会社ののか	鹿児島市明和二	川東 健二	令和4年	居宅介護
	-59	2	丁目33番1号		2月1日	• 重度訪
						問介護・
						同行援護
ひらまつ直売所	姶良市脇元383	一般社団法人い	鹿児島市上荒田	入木 保雄	令和4年	就労継続
	番地1	きいき倶楽部	町16番25-201		3月1日	支援B型
			号			

大隅地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年3月18日

大隅地域振興局長 清藤修

事業	業 所		申 請 者		化点左口	障害福祉
h th	-r + 11.	h th	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
就労継続支援施	肝属郡東串良町	合同会社零	肝属郡東串良町	満永小百合	令和4年	就労継続
設B型BuddyFiel	川東3526-2		新川西3702番地		3月1日	支援B型
d零			1			

公告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1 工区)

薩摩川内市天辰町字越巣1512番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名 薩摩川内市桶脇町市比野3079番地

社会医療法人卓翔会

理事長 黒田篤

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市平松字川原田34番1,34番3の一部,36番,37番,38番,39番,41番1,42番1,44番1,44番2,44番3,46番1の一部,47番の一部,49番の一部,51番の一部,52番の一部,54番,55番の一部,57番1の一部,57番2,59番,60番,61番,62番,63番,64番1,65番,66番,67番,68番の一部,8344番の一部及び8603番

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

姶良市平松5873番地1

有限会社しんせい商事

代表取締役 谷山眞理子

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月18日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第1号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

別表第2中

Г			
1	曽於市	大隅南小学校	
	志布志市	泰野小学校	<i>ナ</i> 、
		山重小学校	を
		松山中学校	1
Г			']
'	志布志市	泰野小学校	
		山重小学校	に改める。
		松山中学校	
	#/I ==.I		

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお,令和3年12月17日鹿児島県選挙管理委員会告示第54号(直接請求の連署に必要な有権 者の数)は,廃止する。 令和4年3月18日

鹿児島県選挙管理委員会委員長	松下良成
----------------	------

	日任女只云女只以 仏	
左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例(地方税の賦		26, 746
課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関		
するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に要		
する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に		
関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者		
の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求		267, 158
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		201, 100
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1		
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と		
を合算して得た数	声 旧自士 声 旧自 那 反	140.000
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の基本の連盟に悪土スタ選挙区における選挙権が表	鹿児島市・鹿児島郡区	149, 808
の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有	鹿屋市・垂水市区	31, 539
する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超	枕崎市区	5, 726
え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に	阿久根市・出水郡区	8, 360
6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて	出水市区	14, 458
得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超え	指宿市区	11, 088
る場合にあってはその80万を超える数に8分の1を	西之表市・熊毛郡区	11, 217
乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40	薩摩川内市区	25, 728
万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	日置市区	13, 197
	曾於市区	9, 749
	霧島市・姶良郡区	36, 707
	いちき串木野市区	7,633
	南さつま市区	9, 301
	志布志市・曽於郡区	11,814
	奄美市区	13, 374
	南九州市区	9, 515
	伊佐市区	7, 025
	姶良市区	21, 318
	薩摩郡区	5, 665
	肝属郡区	9, 889
	大島郡区	16, 174
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求		267, 158
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1		
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と		
を合算して得た数		
地方自治法第86条第1項に基づく副知事,選挙管理		
委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求		
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1		
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と		
を合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第		
1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の		
請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万		
明小ツ圧有に女りる医宇惟を円りる白ツ応数の80月		

を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数